

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和 5 年 11 月 6 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和 5 年 11 月 6 日（月） 午前 9 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	西 村 晴 繁	出
2	森 田 利 光	出	三津	迎 幹 生	出
3	伊 東 祐 則	出	大曲	福 田 勝 一	出
4	元 石 久 隆	出	吉田	北 島 知 典	出
5	米光 由喜子	出	田手	松 田 隆 広	出
			豆田	牛 島 洋	出
7	中 村 佐代子	出	箱川	生 島 賢 二	欠
8	伊 東 憲 幸	出			
9	柿 本 利 憲	出			
10	隈本 たつ子	出			

4. 本総会書記

事務局	[局 長] 多良 和孝	副課長 長野 充貴（欠席） 係員 牟田 あすか
-----	-------------	----------------------------

5. 議事録署名委員の指名 10 番 隈本 たつ子 委員 1 番 原武 学 委員

6. 議 事

第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	1 件
第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 5 年度 第 4 号農用地利用集積計画（案）の決定案件	16 件
第 4 号議案	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う 農業委員会の意見聴取案件	13 件
第 5 号議案	農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る意見 聴取案件	13 件

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和 5 年 11 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。

それではまず、会長の挨拶をお願いします。

- **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくお願いします。

(会長 挨拶)

- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、10 名中 10 名ですので定足数に達しておりますので、総会は成立致します。推進委員は 7 名出席です。続きまして、議事録署名委員の指名を行います。

10 番 隈本たつ子委員、1 番 原武学委員、議事録署名をお願い致します。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** ではこれより、議事に入ります。

(議事を朗読)

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく通知書案件について説明を求めます。

- **事務局長** 1 ページをご覧ください。第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく通知書案件 整理番号合意解約－1 について説明します。

(整理番号 合意解約－1 を朗読)

説明は以上です。報告は以上になります。

- **議長** この件につきましては、報告案件です。

- **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3－1 について説明を求めます。

- **事務局長** 3 ページをご覧ください。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3－1 について説明します。

(整理番号 3-1 を朗読)

所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、4 ページの調査書のとおりで、第 2 項についてはすべて該当しないとなっております。

(第 2 項 6 号の地域調和を朗読)

5、8 ページに位置図、6、9 ページに字図の写しを添付しております。
説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の〇〇委員、ご意見を願います。

○ 〇番 (〇〇委員) 申請者は高齢であり、今一人です。一人で農業も大変とのこと、弟さんも近所におられます。以前はお二人で耕作されておりましたが、今回弟さんへ所有権移転ということですので問題ないと思います。

○ 〇番 (〇〇委員) 今後も農地が守られるという面からも問題はないと思います。

○ 議長 はい、では続きまして、地元最適化推進委員である〇〇委員、ご意見を願います。

○ 〇〇最適化推進委員 〇〇委員が言われたとおりで、問題ないと思います。

○ 議長 はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。

○ 議長 意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

(全員、挙手)

はい、全員挙手です。原案どおり決定したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-2 について説明を求めます。

○ 事務局長 10 ページをご覧ください。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-2 について説明します。

(整理番号 3-2 を朗読)

所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、11 ページの調査書のとおりで、第 2 項についてはすべて該当しないとなっております。

(第 2 項 6 号の地域調和を朗読)

12 ページに位置図、13 ページに字図の写しを添付しております。
説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の〇〇委員、ご意見を願います。

いたします。

○ ○番（○○委員） これまでも保全されていたところです。譲受人がオリーブなどを近くで作付けされておりますので今後も周辺をされていくと思います。特に問題はないと思います。

○ 議長 はい、では続きまして、地元最適化推進委員である○○委員、ご意見をお願いします。

○ ○○最適化推進委員 もともと、茶を植えてありました。譲受人は周辺でオリーブなどを作付けされており、今後も農地として利用されるということですので、問題ないと思います。

○ 議長 はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。

○ 議長 意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

（全員、挙手）

はい、全員挙手です。原案どおり決定したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-1 について説明を求めます。

○ 事務局長 14 ページをご覧ください。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明します。

（整理番号 5-1 を朗読）

農地の区分は、鉄道の駅から概ね 300m 以内にある農地のため、第三種農地となります。転用目的である、駐車場において、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

15 ページに位置図、16 ページに字図、17 ページに集成図、18 ページに土地利用計画図を添付しております。説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の○○委員、ご意見を願います。

○ ○番（○○委員） もともと地目が宅地、雑種地になっているところで現況が農地となっているところですので問題ないと思います。

○ 議長 はい、では続きまして、地元最適化推進委員である○○委員、ご意見を願います。

○ ○○最適化推進委員 もともとの地目もですし、転用目的も駐車場ということなので問題ないと思います。

- 議長 はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。
- ○○最適化推進委員 この件に直接というわけではないですけれども、駅の北側というのは役場ができるという話もあるので、農地がかなりつぶれていくのではないかという心配があります。担い手もいないということであれば致し方ないとは思いますが、ちょっと気になるなと思ったので発言させてもらいました。
- ○○委員 この件については農振除外もこの地区出ておりますし、駅の北側という場所においても今後転用が進んでくると思いますので、町は道路計画などは先手を打ってやっていただきたいところであるという話は事前協議の中でも行ったところです。
- ○○最適化推進委員 続けてよろしいでしょうか。
- 議長 はいどうぞ。
- ○○最適化推進委員 地域の農業振興だけでなく、経済的な振興の面からも転用は致し方ないところですが、一番心配なのはカントリーが5月にできましたが、当初は受益面積が620haくらいという話でしたが、実際は520haしかないということでした。520町がこの5年、10年でどのくらい減っていくのかということが気になります。圃場整備をした良い真四角の大きな水田がなくなっていった、カントリーの運営そのものができなくなるのではと心配です。10年の間に賦課金が高くなるとますます農業をする人が減っていきますので、そういうところの懸念があります。
- 議長 はい、では他にご意見のある方はお願いいたします。
- 議長 意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
(全員、挙手)
はい、全員挙手です。原案どおり決定したいと思います。
- 議長 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-2について説明を求めます。
- 事務局長 19ページをご覧ください。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-2について説明します。

(整理番号 5-2 を朗読)

農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第二種農地となります。転用目的である、駐車場は周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

20 ページに位置図、21 ページに字図、22 ページに土地利用計画図を添付しております。説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の〇〇委員、ご意見を願いたいと思います。

○ 〇番(〇〇委員) 譲渡人は高齢で維持管理がやっとなところですよ。周りも山林ということですので、転用としてはやむを得ないところかなと思います。排水についても駐車場で面積も 500 m²程度ですの
で問題はないかなと思います。

○ 議長 はい、では続きまして、地元最適化推進委員である〇〇委員、ご意見を願います。

○ 〇〇最適化推進委員 地目は畑ですが、現況では畑としては利用されていない状況です。目的は駐車場ということなので、問題ないと思います。

○ 議長 はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。

○ 議長 意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
(全員、挙手)

はい、全員挙手です。原案どおり決定したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 5 年度第 4 号農用地利用集積計画集計表(案)の決定案件について説明を求めます。

○ 事務局長 23 ページをご覧ください。農地利用集積計画集計表(利用券設定関係)について今回は更新が 8 件、新規が 9 件となっております。全部で 44 筆 65,230 m²となっております。次に 24 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 3,155,969.46 m²、今回計画といたしまして 63,591 m²、現在の合計 3,186,292.46 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ 議長 はい、この案件にご意見のある方はお願い致します。

○ **議長** 意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

(全員、挙手)

はい、全員挙手です。原案どおり決定したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 4 号議案 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件についてですが、整理番号ごとに説明を求めます。

○ **議長** はじめに整理番号 変更－1 について説明を求めます。

○ **振興係** 29 ページをご覧ください。整理番号 変更－1 について説明します。

(変更－1 を朗読)

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の〇〇委員、ご意見を願いたいします。

○ **〇番（〇〇委員）** 私の自宅の裏にあたります。いま裏のほうに 20 軒ほどたっておりますが、またその北側のところす。北側の町道になっていると聞いておりますので通れないという話もないようです。家がたくさんできてきているなという印象です。

○ **議長** はい、では続きまして、地元最適化推進委員である〇〇委員、ご意見を願います。

○ **〇〇最適化推進委員** 〇〇委員が言われたとおり、いま宅地になっているところの北側ですし、川久保線より南も宅地になってきているので、このあたりはどんどん宅地になっていくのかなと。致し方ないかなと思います。

○ **〇〇委員** 申請地の南側の土地はほぼ完売いたしまして、もう 6～7 軒住まわれている状況です。この土地については〇〇〇〇が現在まで耕作をやっています。土地の所有者はほぼ 70 歳代で、ほとんど耕作しておられません。借地料も安くなり、もう売ったほうがマシという動きがあって転用が進んでいっているのかなと思います。ただ、物価高騰で建築費があがっていると聞いておりますので、これまでと同じようにいくのかなという心配があります。しかしながら、本人と買われた方がやっていく、と決めたわけですから反対する理由がなく、このまま進めていかざるを得ないというところです。

- 議長 はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。
- 議長 他に意見等もないようでございますので、事務局において意見を取りまとめ提出したいと思います。

- 議長 次に整理番号 変更－2 について説明を求めます。
- 振興係 37 ページをご覧ください。整理番号 変更－2 について説明します。
(変更－2 を朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の〇〇委員、ご意見をお願いいたします。
- 〇番 (〇〇委員) 申請人の農地の周りは宅地ばかりですし、実際耕作されていませ
んのので問題ないと思います。
- 〇番 (〇〇委員) 除外後は 2 種農地に該当するということなので、問題ないのでは
と思います。
- 議長 はい、では続きまして、地元最適化推進委員である〇〇委員、ご意見をお願いします。
- 〇〇最適化推進委員 道路などに囲まれていますので、問題ないと思います。致し方ないかなと思
います。
- 議長 はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。
- 議長 他に意見等もないようでございますので、事務局において意見を取りまとめ提出したいと思います。

- 議長 次に整理番号 変更－3 について説明を求めます。
- 振興係 44 ページをご覧ください。整理番号 変更－3 について説明します。
(変更－3 を朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の〇〇委員、ご意見をお願いいたします。
- 〇番 (〇〇委員) 住宅街の南側です。申請人も高齢であり、一人で農業もできない
とのことでした。周りも住宅地のため薬の散布も苦情が出てでき
ないとも言われていましたので、致し方ないかと思います。
- 議長 はい、では続きまして、地元最適化推進委員である〇〇委員、ご意見をお願いします。
- 〇〇最適化推進委員 先ほども言いましたが、致し方ないと思います。

- ○○委員 県道の川久保線から南に新しい住宅ができた時点でこうなることは止められない状況です。この土地については道路挟んで北側はすべて住宅ですので、現時点では農薬散布も含めて農業はやりにくい状況となっておりますからやむを得ない事由ではないかと思います。
- 議長 はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。
- 議長 他に意見等もないようでございますので、事務局において意見を取りまとめ提出したいと思います。
- 議長 次に整理番号 変更－4 について説明を求めます。
- 振興係 51 ページをご覧ください。整理番号 変更－4 について説明します。
(変更－4 を朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の○○委員、ご意見をお願いいたします。
- ○番(○○委員) 先ほどの住宅街の東側です。北側も住宅街であり、百姓も一人ではできないと言われていましたので、致し方ないと思います。
- 議長 はい、では続きまして、地元最適化推進委員である○○委員、ご意見をお願いします。
- ○○最適化推進委員 先ほどの申請地のななめ東なので致し方ないと思います。
- ○○委員 申請人は住所は町外ですが、もともとはこの地区の出身です。まだこちらに農地も持っており、耕作にも来られています。今回この土地の一面にご自分も家を建てるということです。先ほどと同じ状況で農業もやりにくいので致し方ないと思っています。
- 議長 はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。
- 議長 他に意見等もないようでございますので、事務局において意見を取りまとめ提出したいと思います。
- 議長 次に整理番号 変更－5 について説明を求めます。
- 振興係 60 ページをご覧ください。整理番号 変更－5 について説明します。
(変更－5 を朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の○○委員、ご意見をお願いいたします。

- ○番（○○委員） 一等地なのに今年耕作されていないのでなぜかと思ったが、この資料を見て初めて分かりました。区長さんなどにも聞いたところ、地権者も高齢化しておりやむを得ないと思います。
- 議長 はい、では続きまして、地元最適化推進委員である○○委員、ご意見をお願いします。
- ○○最適化推進委員 優良農地ではあるが、野菜加工工場ということなので、色んな面でもやむを得ないと思います。
- 議長 はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。
- ○番（○○委員） 下石動地区は転用がすごく進んでいます。このあたり一帯の道路の交通量がかなり多くなります。下に集落もあり、通学路にもなるのでそのあたりが心配です。反対というわけではないですが、下石動の営農の継続ができないのではないかと、いう懸念があります。
- ○○委員 道路計画もですが、野菜加工となると排水の問題がでてきますので、転用の場合には細かくチェックしておく必要があると考えます。課長を通じて、道路計画については他の部署とも調整をお願いしたいと思います。
- 事務局長 道路拡張については他の部署とも調整したいと考えております。
- ○番（○○委員） 生産組合長とも話をしていましたが、井戸のくみ上げが一日 20 トンほどくみ上げすると聞いていますので、井戸枯れも懸念されていましたが、そのあたりの環境変化も考慮してほしいと思っています。
- 議長 はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。
- 議長 他に意見等もないようでございますので、事務局において意見を取りまとめ提出したいと思います。
- 議長 次に整理番号 変更－6 について説明を求めます。
- 振興係 68 ページをご覧ください。整理番号 変更－6 について説明します。
(変更－6 を朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の○○委員、ご意見を願います。
- ○番（○○委員） 工場ということなので、水などはそこまで使われないので問題に

はならないだろうが、面積が3町と大きいので懸念があります。

排水なんです、下流の松葉・大曲地区への影響が懸念されます。

○ 議長 はい、では続きまして、地元最適化推進委員である〇〇委員、ご意見をお願いします。

○ 〇〇最適化推進委員 関係者でもあるので回答は差し控えます。

○ 議長 はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。

○ 〇番（〇〇委員） 除外に直接関係はないですが、道路の交通量がかなり多くなると思いますが〇〇〇〇のところは信号機がないので事故の元になりやすいですね。いずれは信号を考えてもらわないと困りますね。

○ 〇〇委員 道路問題、排水問題については転用の際には十分な審議をしていかなければならないと思います。

○ 議長 はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。

○ 議長 他に意見等もないようでございますので、事務局において意見を取りまとめ提出したいと思います。

○ 議長 次に整理番号 変更－7 について説明を求めます。

○ 振興係 81 ページをご覧ください。整理番号 変更－7 について説明します。

（変更－7 を朗読）

○ 議長 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の〇〇委員、ご意見を願いたいします。

○ 〇番（〇〇委員） 消防詰所の南のほうです。消防詰所は建設中です。公民館の駐車場も手狭ですので、やむを得ないと思っております。

○ 議長 はい、では続きまして、地元最適化推進委員である〇〇委員、ご意見をお願いします。

○ 〇〇最適化推進委員 現況は畑として利用されておりますが、駐車場としてされるのであればやむを得ないと思います。

○ 議長 はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。

○ 議長 他に意見等もないようでございますので、事務局において意見を取りまとめ提出したいと思います。

○ 議長 次に整理番号 変更－8 について説明を求めます。

- **振興係** 90 ページをご覧ください。整理番号 変更－8 について説明します。
(変更－8 を朗読)
- **議長** 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の〇〇委員、ご意見をお願いいたします。
- **〇番(〇〇委員)** 北南宅地で上下水道も完備されていますので、問題はないと思います。
- **議長** はい、では続きまして、地元最適化推進委員である〇〇委員、ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 娘さんの自宅ということなので問題ないと思います。
- **議長** はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。
- **議長** 他に意見等もないようでございますので、事務局において意見を取りまとめ提出したいと思います。
- **議長** 次に整理番号 変更－9 について説明を求めます。
- **振興係** 98 ページをご覧ください。整理番号 変更－9 について説明します。
(変更－9 を朗読)
- **議長** 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の〇〇委員、ご意見をお願いいたします。
- **〇番(〇〇委員)** 駅からも 300m 以内、総合庁舎ができて 300m 以内ということで開発も進む地域だと思います。ほかにも除外の案件が出ている地域ですけれども部分的にではなくて道路計画もですが、町としての方針を出してほしいです。駅から吉野ヶ里公園までの参道になっているところなので、住宅街ができて果たして遠方から来た人を楽しんでもらえるのかなという気が個人的にします。また、町として玄関口にもなるところですから、そこをどうするかということも具体的に考えてほしいです。
- **議長** はい、では続きまして、地元最適化推進委員である〇〇委員、ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 駅北の具体的な開発計画は出ておりませんが、これはこれで許可せざるを得ないと思います。
- **議長** はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。

- 議長 他に意見等もないようでございますので、事務局において意見を取りまとめ提出したいと思います。

- 議長 次に整理番号変更－10 について説明を求めます。
- 振興係 106 ページをご覧ください。整理番号 変更－10 について説明します。
(変更－10 を朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の〇〇委員、ご意見を願いいたします。
- 〇番(〇〇委員) 前回の農振除外の案件でこの部分だけ残っていたところの分ですので支障はないと思います。
- 議長 はい、では続きまして、地元最適化推進委員である〇〇委員、ご意見を願います。
- 〇〇最適化推進委員 〇〇委員が言われたとおり、ここだけ除外がされていなかったところですので問題ないと思います。
- 議長 はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。
- 議長 他に意見等もないようでございますので、事務局において意見を取りまとめ提出したいと思います。

- 議長 次に整理番号 変更－11 について説明を求めます。
- 振興係 112 ページをご覧ください。整理番号 変更－11 について説明します。
(変更－11 を朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の〇〇委員、ご意見を願いいたします。
- 〇番(〇〇委員) 正式に本登記をされるということですので問題ないと思います。
- 議長 はい、では続きまして、地元最適化推進委員である〇〇委員、ご意見を願います。
- 〇〇最適化推進委員 すでに宅地として活用されており、問題ないと思います。
- 議長 はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。
- 議長 他に意見等もないようでございますので、事務局において意見を取りまとめ提出したいと思います。

- 議長 次に整理番号 変更－12 について説明を求めます。
- 振興係 変更－12 については内部協議の結果、取り下げとなりました。

- **議長** はい、では取り下げということですので、次に移ります。

- **議長** では、整理番号変更－13 について説明を求めます。
- **振興係** 127 ページをご覧ください。整理番号 変更－13 について説明します。
(変更－13 を朗読)
- **議長** 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の〇〇委員、ご意見をお願いいたします。

- **〇番（〇〇委員）** 〇〇さんの田んぼは長期間耕作されておらず、荒地に近い状態です。〇〇さんの田んぼも耕作はされておりますが、一等地ですの
で宅地化すればすぐ売れるのではないかと思います。

- **議長** はい、では続きまして、地元最適化推進委員である〇〇委員、ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 荒れて耕作放棄地となるよりは宅地化されたほうがよいかと思いますので
やむを得ないと思います。

- **議長** はい、他にこの案件にご意見のある方はお願い致します。
- **議長** 他に意見等もないようでございますので、事務局において意見を取りまとめ提出したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 5 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に
係る意見聴取案件について説明を求めます。
- **振興係** はい、では農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る意見聴取
案件について説明いたします。
(振興計画（案）を朗読)
- **議長** 振興計画については、農振除外の意見の中でも触れている部分と重複します
ので、そちらのほうを事務局で取りまとめて意見として提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

- **事務局長** 以上で本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。
これをもって、本日の総会は終わります。

〔閉会 午前 11 時 5 分〕

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づき議事の顛末を記録し、
下記のとおり署名する。

令和5年 月 日

吉野ヶ里町農業委員会

議 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____

議事録作成者 牟田 あすか